

## 石垣市暴力団排除措置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に基づく、石垣市（以下「本市」という。）が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント、物品購入業務委託その他役務の提供等の契約、財産の買入れ、売払い、貸付け等の契約（以下「本市契約」という。）から暴力団の介入を排除する措置について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団をいう。
- (3) 役員等 次に掲げる者をいう。
  - ア 法人には、代表役員及び一般役員等であって経営に事実上参加している者
  - イ 法人以外の団体には、代表者、理事、その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
  - ウ 個人には、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を総括する者（事業者の業務を総括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）
- (4) 入札参加資格 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4から第167条の5の2までの規定に基づく一般競争入札の参加資格並びに同令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格をいう。
- (5) 入札参加資格業者 本市の入札参加資格を有する者で、本市の入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加者をいう。

### (入札等排除措置)

第3条 市長は、入札参加資格業者が別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められたときは、それぞれ同表右欄に定める期間において、当該入札参加資格業者を本市契約から排除する措置（以下「入札等排除措置」という。）を行うものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき入札等排除措置を行った入札参加資格業者（以下「入札等排除者」という。）について、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間が経過した後、入札等排除措置の解除等の申し入れがあった

場合において、当該入札等排除者が別表に掲げるいずれかの措置要件に該当する事実が認められるときは、当該入札等排除措置を解除等するものとする。

- (1) 別表1第1項の措置要件に該当する場合、入札等排除措置を行った日から2年
  - (2) 別表1第2項から第5項までの措置要件に該当する場合、入札等排除措置を行った日から1年
- 3 前項の場合において、市長は、当該申出に係る入札等排除者が別表に掲げるいずれかの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を、当該入札等排除者に対して求めることができる。
- 4 市長は、第1項の規定により入札等排除措置を行ったときは、その事実が別表に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれ当該別表に定める期間、当該措置を受けた者の商号又は名称、所在地、措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(注意喚起)

第4条 市長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認められるときは、当該入札参加資格業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第5条 市長は、一般競争入札を実施する場合は、入札等排除者を当該入札に参加させないものとする。

- 2 市長は、前項の入札後に、本市契約の相手方が入札等排除措置を受けたときは、その者の入札行為を無効とし、又は契約の締結を行わず、若しくは解除するものとする。
- 3 市長は、前項に定める措置をあらかじめ入札告示等において周知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定により入札行為を無効としたとき、契約の締結を行わないとき又は契約を解除したときは、速やかに当該入札等排除者に通知するものとする。

(指名競争入札から排除)

第6条 市長は、指名競争入札を実施する場合は、入札等排除者を指名しないものとする。

- 2 市長は、前項の指名をした後、本市契約の相手方が入札等排除措置を受けたときは、その者の指名を取り消し、入札行為を無効とし、又は契約の締結を行わず、若しくは解除するものとする。
- 3 市長は、前2項に定める措置をあらかじめ入札の告示等において周知するものとする。
- 4 市長は、指名競争入札において、第5条の規定に基づき同様の措置を講ずることとする。

(随意契約からの排除)

第7条 市長は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、次に掲げる者の所有する土地を本市事業用として買収する必要がある場合等、契約の目的及び内容から入札等排除者等を随意契約の相手方とする特別の必要がある場合はこの限りでない。

(1) 入札等排除者

(2) 入札参加資格の有無にかかわらず、沖縄県警察本部又は所轄の八重山警察署から別表措置要件に該当する旨の通報等を受けた当該通報等に係る事業者

(下請負契約等からの排除)

第8条 市長は、本市契約の相手方が前条各号に掲げる者を下請負人、受任者又は保証人（以下「請負人等」という。）とすることを承認しないものとする。

2 市長は、本市契約の相手方が前条各号に掲げる者を請負人等としていると認めるときは、当該契約の相手方に対して、当該請負人等との契約の解除を求めるものとする。

(共同企業体からの排除)

第9条 第3条から前条までの規定は、入札等排除者を構成員とする共同企業体の取扱い及び指名に関する基準に規定する共同企業体についても、適用する。

(契約の相手方への指導)

第10条 市長は、本市契約の相手方に対し、石垣市暴力団排除条例（平成23年石垣市条例第18号）第12条の事業者の契約時における措置について指導するものとする。

(契約時における措置)

第11条 市長は、本市契約の締結に当たって相手方、請負人等が入札等排除者でないことを確認するため、契約時において誓約書（別記様式第1号）を徴するものとする。

(契約の解除)

第12条 市長は、本市契約の相手方が入札等排除措置を受けた場合に当該契約を解除できる旨を、本市契約の締結に当たって当該契約書及びこれに準ずる契約書関係書類に盛り込むものとする。

(その他団体への要請)

第13条 市長は、入札等排除措置を行ったときは、市長が別に定める団体に対して同様の措置を行えるよう要請するものとする。

(不当介入等に対する措置)

第14条 市長は、本市契約の相手方が、当該契約の履行に当たって、暴力団員から不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）

を受けたときは、報告を求めるとともに、警察への届出を指導しなければならない。

- 2 市長は、請負人等が暴力団から不当介入を受けたときは、当該請負人等に対して、前項と同様の措置を行えるように本市契約の相手方に指導を求めるものとする。
- 3 市長は、本市契約の相手方又は請負人等が前2項に規定する不当介入を受け、適切に報告及び届出が行われている場合にあって、契約履行遅延等が発生するおそれがあると認めたときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講ずるものとする。

(関係機関との連携)

第15条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察等捜査機関との密接な連携のもとに行うものとする。

(入札等排除者の通知等)

第16条 市長は、第3条第1項の規定による入札等排除措置、同条第2項の規定による入札等排除措置の解除又は第4条の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、当該措置の対象者に文書で通知するものとする。

(委員会の設置)

第17条 本市契約からの暴力団の排除を調査検討するため、本市に暴力団排除措置委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、第3条第1項の規定による入札等排除措置、同条第2項の規定による入札等排除措置の解除又は第4条の規定による注意喚起措置について、委員会の審議を経て決定するものとする。

(委員会の組織)

第18条 委員会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長を、副委員長は、総務部長をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第19条 委員会の会議は、必要に応じて、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席できなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。
- 4 委員会は、委員会の会議に警察署その他捜査機関に出席を求める、その意見を聴くことができる。
- 5 委員長は、委員会でとりまとめた意見を市長に報告するものとする。

(委員会の庶務)

第20条 委員会の庶務は、総務部防災危機管理室において行う。

(情報の入手及び事案の確認)

第21条 委員会は、警察署その他関係機関との密接な連携のもとに運営をするものとする。

2 市長は、警察等捜査関係機関以外の関係官公庁及び民間の事業所その他機関から、暴力団員等に関する情報があったときは、警察等捜査機関に情報の確認を求めるものとする。

(守秘義務)

第22条 委員会の構成員及び関係職員は、委員会に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(補足)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1（第3条、第7条関係）

措置要件	期 間
1 個人である入札参加資格業者及び法人である入札参加業者の役員等が、暴力団であると認められるとき。	当該認定をした日から2年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
2 入札参加資格業者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	
3 入札参加資格業者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から、1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
4 入札参加資格業者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	
5 入札参加資格業者及びその役員等が、下請契約、資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約の相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、各前号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	

別表 2 (第 18 条関係)

暴力団排除措置委員会委員			
副市長	総務部長	企画部長	市民保健部長
福祉部長	建設部長	水道部長	教育部長
農林水産部長	契約管財課長	財政課長	商工振興課長

別記様式第1号（第11条関係）

石垣市長 様

誓 約 書

私及び当社の役員等（石垣市暴力団排除措置要綱第2条第3号に規定する役員等をいう。）は、下記1～5の事項に該当する者ではありません。

また、将来にわたっても、該当しないことを誓約します。

虚偽の申告をした場合、契約を無条件で解約され、これにより損害が生じた場合、又は警察等による捜査の対象となった場合でも一切の賠償請求等は行いません。

記

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団（以下総称して反社会的勢力という。）
- 2 自己、自社若しくは第三者の不正利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を使用するなどしている者
- 3 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者
- 4 反社会的勢力と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 下請契約、資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約の相手方の入札参加の有無にかかわらず、前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結している者

年 月 日

住 所（又は所在地）

社名及び代表者名

署名（自署）

印

※ 個人の場合は、生年月日を記載すること。